

聖籠町訓令第三号

聖籠町補助金等交付規則の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町補助金等交付規則の全部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（聖籠町ごみステーション整備事業補助金交付要綱の一部改正）

第一条 聖籠町ごみステーション整備事業補助金交付要綱（平成七年聖籠町訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱の一部改正）

第二条 聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱（平成五十四年聖籠町訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第五条中「第六条」を「第七条」に改める。

第六条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第八条中「第十一条」を「第十六条」に改める。

（聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部改正）

第三条 聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成八年聖籠町訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

(聖籠町商工業振興費補助金交付要綱の一部改正)

第四条 聖籠町商工業振興費補助金交付要綱(昭和五十四年聖籠町訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第一中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第四中「第六条」を「第七条」に改める。

第五中「第九条」を「第十三条」に改める。

第六中「第十一条」を「第十六条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。